

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

<a href="#">出席委員</a> . . . . .	2
<a href="#">臨時委員長の選任</a> . . . . .	4
<a href="#">決算審査特別委員長の選挙</a> . . . . .	4
<a href="#">決算審査特別委員会の副委員長の選挙</a> . . . . .	4
<a href="#">財務課の決算審査</a> . . . . .	5
<a href="#">税務課の決算審査</a> . . . . .	11
<a href="#">収納対策室の決算審査</a> . . . . .	13
<a href="#">総括質疑及び現地調査箇所の選定</a> . . . . .	20

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS 第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場  
合があります。

平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

平成27年 利府町議会決算審査特別委員会会議録（第1号）

---

平成27年9月30日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 櫻井正人君

---

出席委員（17名）

委員長 吉岡伸二郎君

副委員長 後藤哲君

委員 鈴木晴子君

西澤文久君

小淵洋一郎君

安田知己君

木村範雄君

土村秀俊君

高久時男君

鈴木忠美君

吉田裕哉君

永野渉君

及川智善君

遠藤紀子君

渡辺幹雄君

郷右近隆夫君

羽川喜富君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

副町長

伊藤三男君

財務課長

小山田春彦君

財務課財政経営班長

鈴木真由美君

財務課財政経営班主任主査

石垣伴彦君

財務課財政経営班主査

畠中邦博君

財務課管財契約班長

郷右近啓一君

財務課管財契約班主任主査

姉崎裕子君

財務課管財契約班主査

鈴木健二君

平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

税 務 課 長	高 橋 徳 光 君
税務課町民税班長 兼固定資産税班長	佐々木 辰 己 君
税務課町民税班主幹	堀 越 伸 二 君
税務課町民税班主任主査	只 野 誠 亮 君
税務課固定資産税班主査	小 畑 貴 信 君
収 納 対 策 室 長	石 川 洋 志 君
収納対策室収納整理班長	櫻 井 浩 明 君
収納対策室収納整理班主幹	福 島 俊 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	大 友 政 一 君

---

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 善 男 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	竹 内 春 菜 君

## 平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

午後1時41分 開 会

○議会事務局長（阿部善男君） それでは、引き続き決算審査特別委員会を開会いたします。

初めての委員会でございますので、利府町議会委員会条例第7条第2項の規定により、**年長の郷右近隆夫委員に臨時の委員長をお願いいたします。**郷右近委員、よろしくをお願いいたします。

〔臨時委員長 郷右近隆夫君 登壇〕

○臨時委員長（郷右近隆夫君） それでは、年長の委員ということで私が臨時委員長の職務を行います。委員各位の御協力をお願いします。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は17名です。

これより**決算審査特別委員長の選挙**を行います。

お諮りします。委員長の選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。

吉岡伸二郎君を委員長に指名します。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。よって、吉岡伸二郎君が委員長に当選されました。

委員長と交代します。

〔委員長 吉岡伸二郎君 登壇〕

○委員長（吉岡伸二郎君） ただいま決算審査特別委員長に選出されました吉岡伸二郎でございます。

委員各位の特段の御理解と御協力を賜り、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうかお力添えを賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。

それでは、これより**決算審査特別委員会の副委員長の選挙**を行います。

お諮りします。副委員長の選挙の方法については、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。

それでは、後藤 哲君を副委員長に指名します。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。よって、後藤 哲君が副委員長に当選されました。

次に、審査日程についてお諮りします。審査日程については、お配りしました審査日程表により進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。よって、審査日程についてはお配りしました審査日程表のとおり進めてまいりますので、円滑な議事運営に御協力願います。

それでは、会議を開きます。

審査に入る前に申し上げます。

質疑に当たっては1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、質疑が一巡した後をお願いいたします。また、質疑並びに答弁の際は、わかりやすく簡潔にページ数を言っていただくようお願いいたします。さらに、質疑が重複しないよう、できるだけ関連質疑で対応するようお願いいたします。また、決算審査の趣旨をくれぐれも逸脱しないようお願いいたします。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

それでは、審査日程表により、**財務課の決算審査**を始めます。

内容の説明に先立ち、財務課長より本日出席している説明員を紹介願います。財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） 委員の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、財務課の本日出席している職員を順次紹介いたします。

初めに、財政経営班の職員から紹介いたします。

財政経営班長の鈴木真由美です。（「鈴木です。よろしくお願いいたします」の声あり）

次に、主任主査の石垣伴彦です。（「石垣です。よろしくお願いいたします」の声あり）

次に、主査の畠中邦博です。（「畠中です。よろしくお願いいたします」の声あり）

続きまして、管財契約班の職員を紹介いたします。

平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

管財契約班長の郷右近啓一です。（「郷右近です。よろしく申し上げます」の声あり）

次に、主任主査の姉崎裕子です。（「姉崎です。よろしく願いいたします」の声あり）

次に、主査の鈴木健二です。（「鈴木です。よろしく申し上げます」の声あり）

最後に私、財務課長の小山田春彦です。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（吉岡伸二郎君） 次に、所管事項の内容の説明を願います。財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） それでは、財務課所管の決算の状況を申し上げます。

歳入につきましては決算書、歳出につきましては主要な施策の成果に関する説明書で御説明いたします。

初めに歳入であります。決算書の22ページ、23ページをお開き願います。

2款地方譲与税につきましては8,959万1,000円で、自動車重量税の法改正等により、前年度の比較で393万5,000円ほど減となっているところでございます。

24ページ、25ページをお開き願います。

3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金につきましては、県からの交付決定通知によりまして記載のとおりとなっているところでございます。

26ページ、27ページをお開き願います。

10款1項1目地方特例交付金につきましては、国の施策の影響に伴う地方の減収分に対して交付されるもので、3,484万4,000円の決算額となっております。

11款地方交付税につきましては、18億3,242万円となっております。このうち普通交付税の8億2,093万円につきましては、個人町民税や固定資産税が増加したことに伴いまして、基準財政収入額が増加したことから、前年度と比較して2,311万6,000円の減となっております。また、特別交付税につきましては、復興事業が本格化したことに伴いまして、震災復興特別交付税が1億2,676万6,000円増の10億1,149万円となっております。

13款1項1目1節庁舎管理負担金187万8,337円につきましては、庁舎の管理に係る水道事業所からの負担分であります。

28ページ、29ページをお開き願います。

14款1項1目1節町民交流館使用料34万4,865円につきましては、町民交流館の研修室などの貸し付けに係る使用料であります。

14款1項1目3節行政財産使用料653万8,301円につきましては、庁舎敷地内のATMを初め

とする行政財産の貸し付けなどによる使用料であります。

続きまして、40ページ、41ページをお開き願います。

17款1項1目1節土地建物貸付収入827万3,438円につきましては、利府町社会福祉協議会などへの土地建物等の貸付収入であります。

同じく2目1節利子及び配当金317万4,963円は、各基金の利子収入であります。

次に、17款2項1目1節土地売払収入1,056万9,848円につきましては、赤線などの払い下げによる財産収入であります。

次に、18款1項1目1節一般寄附金につきましては、東日本大震災に伴う寄附などにより、495万2,248円となっております。

続きまして、42ページ、43ページをお開き願います。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金7,144万7,000円につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰り入れを行ったものであります。

同じく5目1節公共施設整備基金繰入金6,508万1,250円につきましては、平成25年度に予算積み立てしていた地域の元気臨時交付金を硯沢地内生活道路整備事業や神谷沢団地11号線道路整備事業等に充当するため、繰り入れを行ったものであります。

同じく7目1節東日本大震災復興基金繰入金1,791万4,000円につきましては、東日本大震災復興支援防災対策事業に充当するため、繰り入れを行ったものであります。

20款1項1目1節前年度繰越金につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、46ページ、47ページをお開き願います。

22款1項1目1節児童福祉施設整備事業債3,660万円につきましては、利府第二小児童クラブ建てかえ事業の財源として借り入れを行ったものであります。

同じく2目1節道路整備事業債1億1,090万円につきましては、新砂押迎東浦線道路整備事業や館ヶ沢線外街路整備事業の財源として借り入れを行ったものであります。

同じく2節公営住宅建設事業債3,230万円につきましては、災害公営住宅建設事業の財源として借り入れを行ったものであります。

同じく3目1節学校教育施設等整備事業債6,730万円につきましては、青山小学校トイレ改修事業、町内小中学校屋内運動場等総点検及び耐震補強事業、小学校3校、これは二小、三小、しらかし台小学校でございます。それらの再生可能エネルギー導入事業の財源として借り入れを行ったものであります。

同じく4目1節臨時財政対策債4億4,000万円につきましては、普通交付税の財源不足を補うため借り入れをしたものであります。

以上が、歳入の概要でございます。

次に歳出であります。主要な施策の成果に関する説明書により御説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費でございますが、決算額1億8,783万円は、主に庁舎や財産、公用車の管理費となっております。

15ページをお開きください。

4の入札及び契約事務の状況でございますが、指名委員会の開催状況や指名業者等につきましては記載のとおりとなっております。

次に、17ページをお開き願います。

4目の財政調整基金費につきましては、決算額175万3,000円となり、財政調整基金及び減債基金の管理状況及び現在高につきまして、記載のとおりとなっております。

18ページをごらんください。

5目財政管理費につきましては、決算額2億890万1,000円で、財政事務の内容や決算額につきましては記載のとおりでございます。

20ページをお開き願います。

5の財政指標の状況でございますが、初めに、地方公共団体の財政上の能力を示す財政力指数につきましては0.8ポイントで、0.02ポイント増加しております。実質収支比率は3.6%で3.4ポイント減少し、経常収支比率につきましても91%で、前年度より1.1ポイント減少しております。

公債費負担比率は15.6%で、元利償還金に充当した一般財源が増加したことから、前年度より0.2ポイントの増となっております。積立金現在高比率につきましても97.1%で、平成26年度末現在高の増により前年度より13.1ポイント増となっております。地方債現在高比率につきましては176.6%で、地方債残高の減少から前年度より8.8ポイントの減となっております。

24ページをお開き願います。

2款1項8目町民交流館管理費でございますが、決算額39万2,000円となり、町民交流館の管理運営を実施しております。

次に、184ページをお開き願います。



## 平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

12款の公債費であります。決算額は13億1,112万7,000円で、前年度と比較し1,274万1,000円減少しました。これは、平成11年度に借り入れた森郷菅谷線道路整備事業や越の浦春日線道路整備事業、あるいは菅谷台保育所整備事業を初めとする過去に借り入れた地方債の償還が終了したことによる減であります。各地方債の発行や償還の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、平成26年度末の一般会計における地方債残高は117億7,301万6,841円となっており、前年度末残高から4億4,332万3,066円削減することができております。

以上が、平成26年度財務課関係の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○委員長（吉岡伸二郎君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番高久委員。

○高久時男委員 歳入歳出決算書の47ページ、22款町債の3目教育債の学校施設等整備事業債というものがあって、その中で先ほど、この6,730万円のうち太陽光発電に対応する際に借入れがあったというお話だったんですけれども、その金額はお幾らですか。ちょっと認識なんですけれども、100%国からの補助金かなと思ったものですから。

○委員長（吉岡伸二郎君） ただいまの質疑に対し、当局、答弁願います。石垣主任主査。

○財政課財政経営班主任主査（石垣伴彦君） 9番高久委員の質問にお答えします。

太陽光の再生可能エネルギーの整備事業につきましては100%補助になっておりますが、その関連工事であります屋根の防水工事の部分が補助の対象にならない単独事業となっておりますので、その部分についての借入れを行っているところでございます。以上です。

○委員長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。6番木村委員。

○木村範雄委員 主要な施策の成果で15ページと16ページ、入札及び契約事務の状況ということで先ほど説明がありました。この御時世なのでなかなか業者が集まらないとかという話もありながら、またやっぱり地元にどんどん発注していかなければならないという町としての使命もあると思います。

その中で15ページでは、指名業者数が町内で207社、町外で387社、合計594社を指名して、工事としてはその上の審議件数91件が工事になるのかなとちょっと思っています。次のページの16ページでは、その指名する対象は2,600社、これは平成27年度、平成28年度なので、今回は平成26年度なのでもっと少なくなっているかもしれませんが、そのくらいの数がある中で

平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

この業者数をやったということで、聞きたいのはこの中で町内の分で町内の事業者が受注した件数、そして総額で構いませんので、どのくらい地元に行っているのか、全体的にはどのくらいで割合的には地元は何割くらい行っていますとか、その辺のところを教えてください。

○委員長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。郷右近班長。

○財政課管財契約班長（郷右近啓一君） 6番木村委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、町発注事業の全体の発注件数のうちの町内業者受注割合についてでございますが、受注割合としては工事業務、物品合わせてですが、26%となっております。工事だけを申し上げますと、町内で受注件数が32件、受注割合が35%と。済みません。申しわけないです。今のは工事だけではなくて、指名競争入札の場合、町内の落札件数が32件、受注割合が35%ということになっておりまして、ちょっと総額のほうは、町内業者の受注総額を算出しておりませんので、改めて御回答させていただきたいと思っております。

○委員長（吉岡伸二郎君） 木村委員。

○木村範雄委員 要は発注規模に応じて町内からAランク、Sランクの話になっていくというのは、これは理解しているところではあります。ただ、今なかなか工事を発注しても業者が来ないとか、きょうも契約関係で1社しかいない、2社しかいないというのが大半になっていて、本当にやっぱり大変な時期なんだろうなと思っております。

それで、そういうときのために、町とすればやっぱり地元業者でJVとかを組んでいただいてランクを上げていくという手法も一つあるのかなと思っているんですけども、今回のこの決算の中ではそういうふうに地元業者で組んでいただいて、1つ上のランクで仕事とれるよというところをやったかどうかだけお聞きしたいと思っております。

○委員長（吉岡伸二郎君） 郷右近班長。

○財政課管財契約班長（郷右近啓一君） 御質問にお答え申し上げます。

町内業者が組んでやるというような状況までには至っていないところでございます。

○委員長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、以上で財務課の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退席願います。

ここで暫時休憩をします。再開は14時20分です。

午後2時08分 休憩

午後2時16分 再開

○委員長（吉岡伸二郎君） それでは、審査日程表により**税務課の決算審査**を始めます。

内容の説明に先立ち、税務課長より本日出席している説明員を紹介願います。税務課長。

○税務課長（高橋徳光君） 委員の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、本日出席しております税務課の職員を紹介申し上げます。

初めに、町民税班の職員から紹介いたします。

町民税班長兼固定資産税班長、佐々木辰巳です。（「佐々木です。よろしく願います」の声あり）

次に、主幹の堀越伸二です。（「堀越です。よろしく願います」の声あり）

次に、主任主査の只野誠亮です。（「只野です。よろしく願います」の声あり）

続きまして、固定資産税班職員を紹介いたします。

主査の小畑貴信です。（「小畑です。よろしく願います」の声あり）

最後に私、税務課長の高橋徳光です。どうぞよろしく願います。

○委員長（吉岡伸二郎君） 次に、所管事項の内容の説明を願います。税務課長。

○税務課長（高橋徳光君） それでは、税務課所管の決算の状況を申し上げます。

歳入につきましては決算書、歳出につきましては主要な施策の成果に関する説明書から御説明申し上げます。

初めに歳入であります。決算書の22ページ、23ページをお開きください。

1款町税であります。調定額は49億1,913万4,441円で、前年度と比較し3,494万9,697円の増となっております。

1款1項1目個人町民税の現年度分につきましては18億4,341万2,547円で、納税義務者の増加などの影響から、前年度と比較し7,965万4,415円の増となっております。

同じく2目法人町民税の現年度分につきましては3億5,138万1,900円で、前年度は震災関連事業などの進捗によるもので、前年度と比較し3,053万300円の減となっております。

2項1目固定資産税の現年度分につきましては21億1,613万8,600円で、新築家屋や償却資産の増加などの影響により、前年度と比較し5,460万2,100円の増となっております。

3項1目軽自動車税の現年度分につきましては6,568万1,200円で、登録台数の増加により、

前年度と比較し767万8,000円の増となっております。

4項1目市町村たばこ税につきましては3億205万5,517円で、消費税率改定などの影響により、前年度と比較し1,744万5,235円の減となっております。

5項1目入湯税につきましては、記載のとおり決算額となっております。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、県からの交付決定通知によりまして、34万1,000円となっております。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。一番上の段になります。

16款3項1目4節徴税費委託金につきましては、5,403万7,246円となっております。

以上が、歳入の概要でございます。

次に歳出であります。主要な施策の成果に関する説明書により御説明申し上げます。

32ページ、33ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費でございますが、予算額1億2,344万3,000円に対し、決算額1億2,254万1,000円となっております。

主な内訳としては、1の税務事務に要した経費（3）委託料でございますが、固定資産標準宅地及び路線価評定等業務委託外3件で1,952万1,349円、（6）償還金、利子及び割引料につきましては、過誤納金の還付金及び加算金で1,882万4,675円となっております。

次に、2の課税状況等（1）の税務証明通数でございますが、合計9,149通で、課税証明書交付の増加により、前年度と比較し1,068通の増となっております。

続きまして、（2）住民税賦課状況につきましては、個人住民税の納税義務者数、普通徴収で3,883人、特別徴収で1万3,277人となっております。前年度と比較し、普通徴収で367人の減、特別徴収で769人の増となっておりますが、これは特別徴収の推進によるものでございます。また、法人住民税の納税義務者数は766社で、前年度と比較し8社の増となっており、事業所の新設に伴うものとなっております。

続きまして、（3）固定資産税賦課状況の②家屋総数につきましては1万3,028棟で、前年度と比較し186棟の増となっており、主に新築家屋の増加によるものとなっております。

続きまして、（4）軽自動車税賦課状況につきましては、課税物件総数1万2,056件で、前年度と比較し670件の増となっております。

続きまして、（5）減免件数につきましては、軽自動車税の被災代替車両の平成26年度該当

平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

件数25件、減免額14万6,800円で、前年度と比較し250件、約170万円の減となっており、ほぼ被災車両の切りかえが進んだものと思われます。

以上が、平成26年度税務課関係の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（吉岡伸二郎君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、以上で税務課の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退席願います。

ここで暫時休憩をします。

午後2時25分 休 憩

---

午後2時26分 再 開

○委員長（吉岡伸二郎君） 引き続き会議を開きます。

審査日程表により**収納対策室の決算審査**を始めます。

内容の説明に先立ち、収納対策室長より本日出席している説明員を紹介願います。

○収納対策室長（石川洋志君） 御苦労さまでございます。

それでは、本日出席している説明員を御紹介いたします。

収納整理班長の櫻井浩明です。（「櫻井です。よろしく申し上げます」の声あり）

次に、主幹の福島 俊です。（「福島です。よろしく申し上げます」の声あり）

最後に私、収納対策室長の石川洋志でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉岡伸二郎君） 次に、所管事項の内容の説明を願います。収納対策室長。

○収納対策室長（石川洋志君） それでは、収納対策室所管の決算の状況を申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書の34ページをお開きください。

2款2項2目の徴収費につきましては、予算額6,397万3,000円に対し、決算額6,222万6,000円で、執行率は97.3%となっております。財源内訳の県支出金1,688万7,000円につきましては、町が県民税を徴収していることに伴い、県から支払われる徴税费委託金でございます。

次に、1の徴収に要した経費の決算額は509万2,049円となっており、そのうち（2）の役務

## 平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

費につきましては決算額224万4,911円で、内容といたしましては督促状や催告書などの郵便料や口座振替手数料であります。

また、（3）の委託料につきましては決算額281万9,048円で、内容といたしましては町税のコンビニ収納業務委託料となっております。

次に、2の非常勤職員報酬等の決算額は953万4,605円で、内容といたしましては徴収員3名及び事務補助員1名の人件費となっております。

次に、3の町税徴収状況でございます。

最初に、個人町民税の現年度分の収納額につきましては18億734万2,315円となっており、前年度と比較すると5,924万9,102円の増、収納率は98.04%となっております。次に、滞納繰越分の収納額につきましては2,773万207円となっており、前年度と比較すると1,433万1,082円の減、収納率は30.52%となっております。

次に、法人町民税の現年度分の徴収額につきましては3億5,076万1,900円となっており、前年度と比較すると3,047万2,700円の減、収納率は99.82%となっております。滞納繰越分の収納額につきましては41万4,800円となっており、前年度と比較すると39万604円の減、収納率は16.34%となっております。

次に、固定資産税の現年度分の収納額につきましては20億8,842万1,796円となっており、前年度と比較すると5,835万6,841円の増、収納率は98.69%となっております。滞納繰越分の収納額につきましては4,186万3,244円となっており、前年度と比較いたしますと386万9,949円の減、収納率は29.1%となっております。

次に、軽自動車税の現年度分の収納額につきましては6,432万100円となっており、前年度と比較いたしますと436万4,100円の増、収納率は97.93%となっております。滞納繰越分の収納額につきましては69万2,572円で、前年度と比較いたしますと69万1,407円の減、収納率は22.8%となっております。

なお、不納欠損額につきましては合計で1,453万8,027円であり、前年度と比較いたしますと192万55円の減となっております。

次に、4の宮城県滞納整理機構の移管状況でございますけれども、平成26年度も引き続き宮城県地方税滞納整理機構へ職員1名を派遣し、徴収移管案件60件、滞納額にいたしまして5,655万9,553円を移管いたしました。その結果、徴収金額は1,803万6,501円で、徴収率は31.89%となっております。

最後に、5の職員人件費の決算額は4,759万9,557円で、内容といたしましては職員5人分の人件費となっております。

なお、昨年の主要施策におきましては、納税指導実施状況として滞納者数及び徴収員が訪問徴収した実績について記載をいたしておりました。しかし、今回機構改革によりまして収納対策室となったことに伴いまして、町税全体の徴収状況を記載とすることとし、納税指導実施状況につきましては割愛させていただいております。御理解をいただきたいと思っております。

なお、平成26年度の実績といたしましては、滞納者数につきましては1,796名で、対前年比172名の減となっております。次に、徴収員の徴収金額につきましては9,132万円で、対前年比約2,109万円ほど増額となっております。

続きまして、186ページをお開きください。

国民健康保険特別会計、国民健康保険税でございますが、7の国民健康保険税の状況をあらんいただきたいと思っております。

現年度分の収納額につきましては6億2,169万2,797円となっており、前年度と比較すると1,562万9,250円の減、収納率は91.54%となっております。滞納繰越分の収納額につきましては7,211万7,645円となっており、前年度と比較すると2,997万2,588円の減、収納率は27.26%となっております。

なお、不納欠損額につきましては2,247万3,072円で、前年度比較で852万3,290円の増となっております。

続きまして、194ページをお開きいただきたいと思っております。

介護保険特別会計、介護保険料でございますが、ページ後半の介護保険料の状況をあらんいただきたいと思っております。

現年度分の収納額につきましては3億6,309万2,908円となっており、前年度と比較すると2,430万1,911円の増、収納率は98.54%となっております。滞納繰越分の収納額につきましては323万7,021円となっており、前年度と比較すると20万1,559円の増、収納率は28.94%となっております。

なお、不納欠損額につきましては227万9,341円で、前年度と比較いたしますと117万2,539円の増となっております。

続きまして、202ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療保険料でございますが、2の後期高齢者医療加入

状況及び保険料の状況の（2）の収納状況をごらんください。

現年度分の収納額につきましては1億8,659万5,600円となっており、前年度と比較すると1,226万4,100円の増、収納率は98.01%となっております。滞納繰越分の収納額につきましては58万2,200円となっており、前年度と比較すると58万2,698円の減、収納率は13.73%となっております。

なお、不納欠損額につきましては84万5,200円で、前年度比較で34万100円の増となっております。

最後に、町税や保険料を含めた全体の収納状況については、昨年と比較いたしますと、調定額で1,523万1,576円増加しているものの、収納額で6,279万7,335円の増となっており、収納率においては0.8%の増となっております。

以上が、平成26年度収納対策室関係の決算及び主要な施策の成果に関する説明でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（吉岡伸二郎君） 内容の説明が終わりましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番安田委員。

○安田知己委員 では、34ページ、4番の宮城県滞納整理機構の移管状況を見せていただきましたが、これは職員1人を派遣すると60件移管できるということで、移管件数は多分60件ということで平成25年度と同じだったと思うんですけども、移管の金額も大体平成25年度と同じで、その辺は確認できたんですけども、徴収金額が平成25年度ですと3,000万円ぐらい徴収できていたんですが、今回平成26年度ですと1,800万円とちょっと少なくなってきていますし、徴収率でいいますと、ずっとこの間移管すると50%ぐらいは徴収できてきたのに、今回は31%ということで徴収率がちょっと下がってきたんですよ。その理由で何かあるのであれば、説明してください。

もう一つは、なぜ送られるかという話は私は何回もしているんで理解しているんですが、今回はどんな方がこの宮城県の機構に送られたのか、例えば自営業の方が多かったとか、サラリーマンの方が多かったとかということで、そういった内訳もお話ししてください。

○委員長（吉岡伸二郎君） 櫻井班長。

○収納対策室収納整理班長（櫻井浩明君） 5番安田委員の質問にお答えします。

宮城県地方税の滞納機構への移管の件でありますけれども、徴収率が落ちているということの御指摘ですが、恐らく4年目を迎えている移管のほうを継続してやってきているところでは



けれども、なかなか前年も移管してしまして、同じ案件を県に送っているわけではないんですが、徴収の方法というのは県なりの独特の方法でやっているということもございますけれども、滞納者のそういった滞納の形というか、滞納者が厳しい取り立ての方のほうが大分多くなりまして、年々今後に向けてもなかなか納付が難しい方が残ってきているのかなという感覚がございます。そういう面で、昨年度の徴収率よりもことしが下がっているということは、返還された案件を見ると、そういったなかなか支払えない状況の方がいられるということも多く感じているところであります。

そして、質問の中でどんな方というような質問ですけれども、こちらのほうで滞納者、先ほどの室長の説明で2,000件ほどの中から送る前に、こちらで移管の通知を差し上げまして、いろいろ相談、改めて聞くわけなんですけれども、その中でも悪質とまで言いませんが、なかなかうちのほうでも手をこまねている難しい案件というものを県にお願いというか移管しているところがございます。業種については、景気によって左右されていろいろなことがあると思いますけれども、自営業の方が多いのかなと思ってございます。

以上です。

○委員長（吉岡伸二郎君） 安田委員。

○安田知己委員 今の説明ですと、まずは徴収率が下がったというのは、納付をするのが、払うのが難しい方だと。難しいということは、お金がなくて支払いができないという方だと私は理解したんですけれども、移管する方というのは、前に質問でいろいろ答弁でお話をしてもらったときに、お金があってもなかなか支払いに応じない人、悪質と言ったらちょっとあれでしょうけれども、本当は払えるのに払いたくないとか、そういった身勝手な感じで払わない人が移管されるんじゃないかなと思っていたんですけれども、今回、今に聞くと、納付が難しいということは、もともと自営業の方も多かったということで、支払いができない方を機構に送っているのかなとちょっととれたんですけれども、そうではないんでしょうか。

あともう一つお聞きしますけれども、そういった方というのは差し押さえとかされてくると思うんですけれども、今回差し押さえされている件数とか金額とか、あと差し押さえされている物、例えば預金を差し押さえるとか、もしくはサラリーマンだったら給料も差し押さえるなんて話もあったんですけれども、そういった状況の内容も教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（吉岡伸二郎君） 石川室長。

○収納対策室長（石川洋志君） お答えを申し上げます。

まず、最初の部分の御質問の中で、徴収率の低下した要因についてということで、班長が年々難しくなっているという答弁をさせていただきましたけれども、機構には平成21年からずっと移管をさせていただいておりまして、何というんですか、難しい、要は徴収するのが難しい方々がだんだんと残ってきているというふうに我々は理解しております。

したがって、昨年度確かに徴収率はよかったわけですが、ことしが下がっているということは、昨年と同じ人を移管しているわけではございませんけれども、やはり大変に難しい、要は徴収するのが困難な方々がだんだんと残ってきてしまっているという状況で、なかなか機構のほうでも徴収できかねているというふうに理解しているところでございます。

あとは、自営業者の方々とかサラリーマンの方もいるわけですが、多分納税したくてもできないような方も機構に移管しているのではないかと御質問かと思っておりますけれども、我々はまず移管する場合には、いろいろな形で折衝をさせていただいておりまして、最終的な移管予告というものを差し上げております。そういった中で、やはり窓口に来て相談していただく方につきましては、移管をしていないということです。

我々として、納税意識があっても納税できない、要は本当に苦しくて税金を納められないんだという人と、納める担税能力はあっても納めない、要は悪質な滞納者の区分をどうするのかということになるわけですが、やはり我々としては、お金がないから役場から例えば督促、催告が行っても何も連絡してこない方もおいでになりますし、また、どうしても払えない、そして督促なんかをやりますと役場に来ていただいて、いや、こういうわけで納められないんだという方もおいでになるわけです。そうすると、我々の判断としては、そういう事情をお聞かせいただいた方については納税意識のある方だろうと。ただ、再三、文書、訪問徴収をやっても全然連絡のない方については、どういう状況で納められないのかわからないということで、こういった方々については我々としてはやはり納税意識の低い滞納者という理解をしているということです。

ですから、今回機構に送った案件についてはそういう判断で送らせていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（吉岡伸二郎君） 櫻井班長。

○収納対策室収納整理班長（櫻井浩明君） 安田委員の質問にお答えします。

県機構での差し押さえの種類というか、こういった物ということなんですが、県全体で42件

ほど差し押さえをやってございます。そのうち給与の部分が3件、生命保険が3件、預金が25件、不動産が1件、それから搜索といまして、自宅に入りましていろいろなものを探した部分が2件、それから搜索して何もなかったものが8件ということで、合わせて42件。

搜索したときにどういった物を差し押さえしていますかという件につきましては、指輪及び掛け軸、つぼという物を搜索でもって差し押さえしてきております。

以上です。

○委員長（吉岡伸二郎君） 安田委員。

○安田知己委員 最後です。今の移管する人、生活が苦しくてお金が払えない、でも窓口に来ていろいろ相談すれば、そういった方は送っていないくて、徴収率が下がってきたというのはもうなれっこになってきたというか、頑として払わなくて、そういった方が送られているけれども、そういった方は宮城県に移管されても払わないんだということで理解できましたけれども、差し押さえられた物でちょっと給与というのがやっぱり3件あったんですけれども、これは給与ですからサラリーマンだと思うんですけれども、そうなってくると、会社のほうにこの人は滞納しているから給料を差し押さえしますよというような連絡をして、前にちょっと聞いたんですけれども、ある程度必要最低限の分は押さえないと、そういうことも聞いたんですけれども、その必要最低限分というのは余りはっきりされていないんですけれども、幾らまで取ると、給料を幾らもらっているかはその人によって違いますけれども、その給与の差し押さえというと全部取ったらその人は生活できないわけですから、どんな感じで……、それは決めているんですよね、その取る割合、給料の中からどのくらいあればこの方が生活できるとか、その辺もちょっと詳しくお話ししてもらいたいんですが。

○委員長（吉岡伸二郎君） 櫻井班長。

○収納対策室収納整理班長（櫻井浩明君） 再質問にお答えします。

給与差し押さえをした場合の差し押さえが禁止されている部分がありまして、まず金額の部分についてだめな部分は、まず1件当たり10万円を基本として差し押さえできない金額、及び家族の数で4万5,000円掛ける家族数が差し押さえされない額、及び所得税であったり住民税であったり社会保険料の払わなければならない部分については差し押さえしてはいけませんというような決まりがありまして、そういった部分になっています。

ちなみに、例題の金額が算定されたものがありますが、35万6,000円の収入の方で、今の計算、この方は3名ですかね、計算しますと32万9,000円ほど差し押さえできませんので、2万7,000

平成27年決算審査特別委員会会議録（9月30日水曜日分）

円ほどの差し押さえしかできないような、生活を基本的に守ってあげるようなそのほかの金額で差し押さえというルールのもと、基本差し押さえをやっているところでございます。

以上です。

○委員長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、以上で収納対策室の決算審査を終わります。

御苦労さまでした。

当局は退席願います。

それでは、最終日に総括して質疑する事項の取りまとめ並びに現地調査箇所の選定を行います。質疑あるいは御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉岡伸二郎君） 総括質疑並びに現地調査がないようですので、これで本日の決算審査特別委員会を散会します。

なお、明日10月1日は午後1時から特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はどうも御苦労さまでした。

午後2時53分 散 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年9月30日

臨時委員長

委員長